

一般財団法人秋田県建築住宅センター確認検査業務手数料規程

制定年月日 平成26年7月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人秋田県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第59条の規定に基づき、一般財団法人秋田県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認審査手数料)

第2条 業務規程第21条第1項第1号に規定する建築物について、業務規程第23条第4項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する確認審査手数料の額は、確認審査1件の床面積の合計につき、次の各号に掲げる額とする。

- | | |
|------------------------------------|---------|
| (1) 30平方メートル以内のもの | 7,000円 |
| (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 13,000円 |
| (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 20,000円 |
| (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 26,000円 |
| (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 46,000円 |
| (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 63,000円 |

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((4)に掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(建築設備及び工作物に関する確認審査手数料)

第3条 業務規程第21条第1項第2号に規定する建築設備について、業務規程第23条第4項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する確認審査手数料の額は、確認審査1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備を設置する場合（第3号に掲げる場合を除く。）
1基につき
9,000円
- (2) 法施行令第146条第1項第2号に掲げる建築設備を設置する場合（第4号に掲げる場合を除く。）
1基につき
4,000円
- (3) 確認を受けた第1号の建築設備を変更して建築設備を設置する場合1基につき
5,000円
- (4) 確認を受けた第2号の建築設備を変更して建築設備を設置する場合1基につき
3,000円

2 業務規程第21条第1項第3号に規定する工作物について、業務規程第23条第4項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する確認審査手数料の額は、確認審査1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。）
8,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合
4,000円

（建築物に関する中間検査手数料）

第4条 業務規程第21条第1項第1号に規定する建築物について、業務規程第35条第6項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する中間検査手数料の額は、中間検査申請1件の床面積の合計につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 30平方メートル以内のもの
12,000円
- (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
14,000円
- (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
21,000円
- (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
28,000円
- (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
49,000円
- (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
66,000円

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

（建築物に関する完了検査手数料）

第5条 業務規程第21条第1項第1号に規定する建築物について、業務規程第43条第7項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する完了検査手数料の額は、完了検査申請1件の床面積の合計につき、次の各号に掲げる額とする。なお、中間検査をセンターにて実施した建築物に関しては、かっこ内の額とする。

- (1) 30平方メートル以内のもの
14,000円（12,000円）
- (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
17,000円（14,000円）
- (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
23,000円（21,000円）
- (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
31,000円（29,000円）
- (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
51,000円（50,000円）
- (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
73,000円（67,000円）

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条に係る建築物の完了検査においては、第1項の手数料の5分の1を加算した額とする。ただし、センター以外の機関によって省エネ適合性判定を行った完了検査については、10分の4
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条に係る建築物の完了検査に際し、省エネ適合性判定に係る軽微な変更があつた場合、その軽微変更説明書の提出ごとに次のとおり算定し、第1項の額に加算する。
- (1) 省エネ性能が向上する変更（ルートA）については、センター建築物省エネ判定業務料金の20分の1
 - (2) 省エネ性能が低下する変更（ルートB）については、センター建築物省エネ判定業務料金の5分の1

（建築設備及び工作物に関する完了検査手数料）

第6条 業務規程第21条第1項第2号に規定する建築設備について、業務規程第43条第7項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する完了検査手数料の額は、法施行令第146

条第1項第1号に掲げる建築設備を設置した場合、完了検査1件につき13,000円、法施行令第146条第1項第2号に掲げる建築設備を設置した場合、完了検査1件につき8,000円とする。

2 業務規程第21条第1項第3号に規定する工作物について、業務規程第43条第7項の規定による契約を締結した場合の業務規程第59条に規定する完了検査手数料の額は、工作物を築造した場合、完了検査1件につき9,000円とする。

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料)

第7条 業務規程第51条第1項に規定する仮使用認定申請手数料は、申請1件ごとに120,000円とする。

(確認検査業務手数料の減額)

第8条 業務規程第60条第4項に規定する要件及び手数料の減額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一団地において、類似する建築物等の確認審査の申請が5件以上同時に提出された場合、その手数料を1件あたり5分の4に減額することができる。
- (2) 一団地において、類似する建築物等の中間検査の申請が5件以上同時に提出され、さらに5件以上同時に検査を行う場合は、その手数料を1件あたり5分の4に減額することができる。
- (3) 一団地において、類似する建築物等の完了検査の申請が5件以上同時に提出され、さらに5件以上同時に検査を行う場合は、その手数料を1件あたり5分の4に減額することができる。
- (4) 地域の実情による場合、継続して多量の取引が見込める場合については、第2条から第6条に定める手数料の額についてそれぞれ当該手数料を超えない範囲で減額することができる。なお、額については、理事長が決定するものとする。

(出張費)

第9条 業務規程第59条に規定する出張費の額は、一般財団法人秋田県建築住宅センター確認検査業務出張費規程に定めることができる。

(台帳記載事項証明に関する手数料)

第10条 台帳記載事項証明に係る申請手数料は、証明する事項1件につき2,000円とする。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。
この規程は、平成27年12月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年12月1日から施行する。
この規程は、令和元年8月29日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。